

皆様、こんにちは。9月にCREATE MORE法案が上院を通過して、11月には大統領承認を経て施行されることが期待されている状況ですが、不明瞭なVATゼロレートの適用範囲の明確化やVAT還付の実効性担保等、日系企業がフィリピンで円滑に事業を遂行しやすい環境改善につながるものが、ひいてはフィリピンへの外国投資の魅力を高めることにもつながると思いますので期待したいと思います。

7月号より「会計監査のいろは」として会計監査の流れや対応方法を解説しています。本号では監査の前提となる「独立性」についてお話します。

1. 独立性とは

第1回の解説のなかでは監査の目的として以下を取り上げました。

項目	フィリピン	日本
会計監査の目的	経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。	

この会計監査の目的を達成するための前提が独立性の担保になります。監査人は会社が作成した財務諸表の適切性について意見を述べる立場にあるため、会社から独立している必要があります。会社から独立していない監査人、或いは独立していないと外部から思われる監査人の結果報告は誰も信じてくれません。例えば監査報告書（REPORT OF INDEPENDENT AUDITORS）では書類のタイトルからして独立監査人による監査報告書と謳っています。監査にとって独立性の確保が前提となっており、これは会計監査に限らず、監査と名がつく業務に同じことが言えます。

2. 二重責任の原則

上述のように会社が財務諸表の作成、監査人が意見を表明するという別々の責任関係を表す用語として「二重責任の原則」という専門用語があります。

Management（会社）の責任	Auditor（会計監査人）の責任
財務諸表作成に関する責任	監査意見の表明に関する責任

このそれぞれの責任の明確化については監査契約書や監査報告書など様々な書類で明記されています。以下は監査報告書から一部文書を抜粋したのですが、それぞれの責任（Responsibility）を区分・強調して記載しています。

（実際の監査報告書より一部を抜粋、加工して掲載）

<i>Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements</i> Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with PFRS, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error. <i>Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements</i> Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in

フィリピンでは数年前までは、会社側の強い要請等もあって本来会社が作成すべき財務諸表の Draft 等も会計監査人が実質的に担当しているケースが少なくありませんでした。しかし、本来会社が担当すべき財務諸表の作成については、フィリピンの公認会計士協会等による監査人の独立性確保の観点からの指導厳格化もあり、最近では会社が作成することが通常の Practice となっており、これが本来のあるべき役割分担といえます。

3. 精神的独立性と外観的独立性

少し細かい話にはなりますが、独立性は精神的独立性と外観的独立性の2つに分類されます。精神的独立性とは監査人が公正不偏の態度を保持すること、外観的独立性とは、特定の利害関係を有さず、その疑いを招く外観を呈さないことを指します。例えば公正不偏の態度を有する（先入観や偏見なく監査に臨んでいる）場合であっても、外部からみたときに「クライアントから過度な接待を受けている」「クライアントの株式を保有している」「監査とコンサルティング業務を提供している」などの外観を有する場合には、監査人の監査結果を信用できなくなります。そのため両独立性の保持が強く求められています。上場企業など公共性の高い会社に対する監査にはより強い外観的独立性に関するルールが課されるなど企業の置かれた立場や国の規定によって強弱はあるものの、近年では全世界的に独立性をより厳密に規定する流れとなっています。

4. 独立性と提供業務の制限

監査には独立性の担保が前提になることはご理解いただけたかと思います。独立性を担保するための施策として、同一の監査法人や Accounting firm が監査を担当している企業に、アドバイザリー業務など監査以外の業務を提供することは厳しく制限されているケースがあります。例えば会社に代わって経理業務を執り行う記帳代行業務は自己監査になってしまうため、提供できないことは理解しやすいかと思います。また会計業務について経営者等にアドバイスしながら同時に監査することも、外部からみたときに疑念を招いてしまいます。その他にも、M&A のサポートや経営コンサル業務の提供なども業務の内容によってですが、提供できない可能性があります。その場合は必要に応じて監査を担当していない別の Accounting firm 等の利用を検討することになります。以下は監査と同時に提供が禁止されている業務の一例です。

- 会計帳簿の記帳の代行等
- 会計システムの整備や運用に関する助言業務
- 内部監査の外部委託に関する業務

本稿では監査をする際に前提となる「独立性」について説明しました。監査人の独立性の問題は古くから提起されてきましたが、2001 年のエンロン事件、2002 年のワールドコム事件を機により一層の厳格化の流れが加速しています。両事件では監査を担当した監査人と被監査企業の関係が過度に緊密であったことが、粉飾決算等を適切に指摘できなかった要因の一つとされています。監査にとって独立性が極めて重要であり、あらゆる局面で強調されることがご理解いただけたかと思います。次回は「監査業務のタイムライン」について解説する予定です。

KPMG R. G. Manabat & Co. は、世界 154 カ国、20 万人以上の世界最大級の国際会計事務所である KPMG International の Member Firm です。日本の KPMG あずさ監査法人とも連携をし、約 1,300 名のプロフェッショナルが監査、税務、アドバイザリー業務を皆様に提供しております。ご質問等ございましたら以下の担当者までお気軽にお問い合わせください。

小宮 祐二 M:0917-852-7526 E-mail:ykomiya1@kpmg.com

尚、当資料、情報に基づいて被ったいかなる損害につきましても、一切の責任を負いかねます。

the views and opinions of KPMG International or KPMG RGM&Co. For comments or inquiries, please email ph-inquiry@kpmg.com or ph-kpmgmla@kpmg.com